

芦屋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	13,303人	9,448,079千円	329,360千円	1,293,203千円	13.7%	12.0%

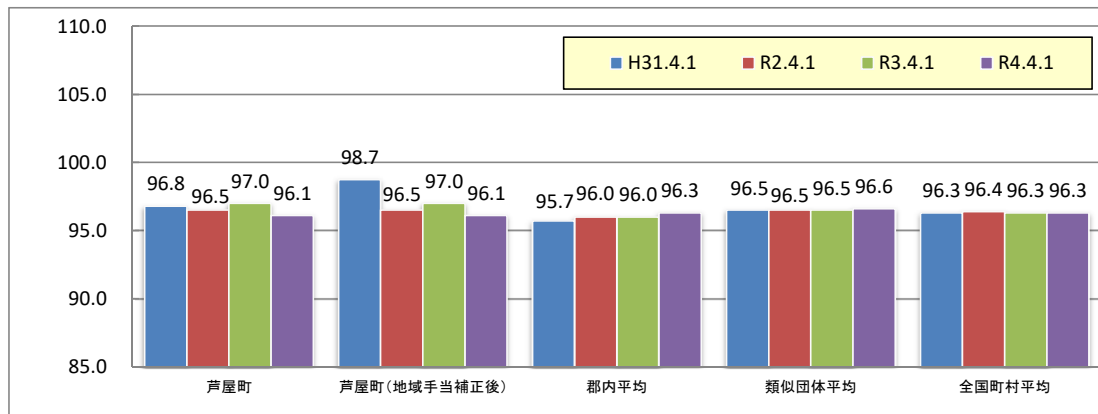
- (注) 1 普通会計とは、一般会計と給食センター特別会計を合計したものです。
 2 人件費には、一般職の職員に支給される給料や諸手当(退職手当を含む)のほか、共済組合負担金、公務災害補償費や、特別職に支給される給与・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
3年度	139人	512,454千円	107,808千円	184,895千円	805,156千円	5,793千円	5,647千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は3年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 2%
 (実施時期) 県及び近隣市町の支給状況や近年の給与改定状況を総合的に検討し支給を実施。
 (平成28年1月1日～平成31年3月31日実施)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋町	41.0歳	299,500円	360,219円	324,163円
福岡県	42.0歳	317,106円	411,651円	356,976円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.6歳	305,574円	356,814円	331,124円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		芦屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,400円	182,200円
	高校卒	154,900円	154,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	-	-
	中学卒	136,100円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

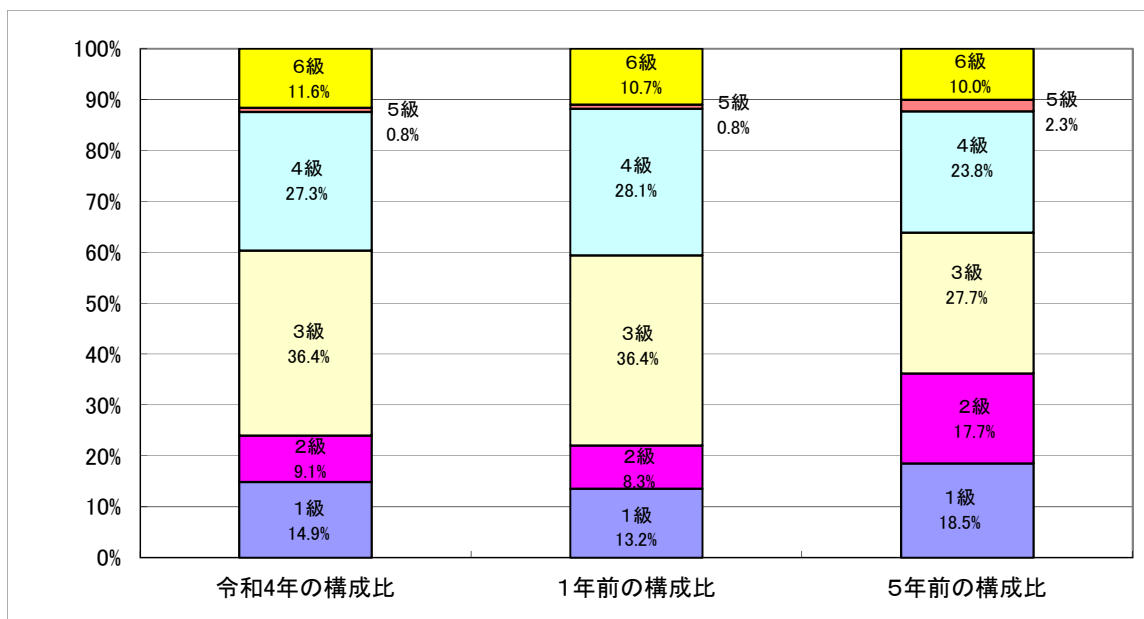
区 分		経験年数7～9年	経験年数10～14年	経験年数15～19年
一般行政職	大学卒	242,000円	266,200円	326,300円
	高校卒	209,900円	240,100円	287,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	14人	11.6%	319,200円	411,200円
5級	課長、参事、課長補佐	1人	0.8%	289,700円	396,000円
4級	係長、主任主査	33人	27.3%	264,200円	388,500円
3級	主査	44人	36.4%	231,500円	350,000円
2級	主任	11人	9.1%	195,500円	304,200円
1級	主事	18人	14.9%	146,100円	247,600円

- (注) 1 芦屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 (一般行政職とは行政職の職員のうち税務職員、企業職員、保健師を除いたものです。)
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
イ 人事評価を活用している		○		○
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芦屋町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,344 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,646 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 非公表
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.4 (1.35)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分
※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整		※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

芦屋町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	8,232 千円		1人当たり平均支給額	非公表	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)			515 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)			257,325 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	10.0 %	1 人	10.0 %
大野城市	6.0 %	1 人	6.0 %

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)	6,848 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	220,887 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)	16.3%		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績(3年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税職員の特殊勤務手当	1月に12日以上勤務した徴税職員	138千円	月額 3,000円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合に感染病患者等の護送又は消毒に従事したとき	実績無し	1回 500円
競艇場職員の特殊勤務手当	競艇場に勤務する職員が開催日の開催業務に従事したとき	6,710千円	日額 1,500円～3,500円
犬猫等死体処理手当	犬猫死体を処理した職員	実績無し	1件 800円
行旅病死死人処理手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理に直接従事した職員	実績無し	1件 1,500円～2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	62,445千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	377千円
支給実績(2年度決算)	50,182千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	308千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)
扶養手当	年間収入130万円未満の親族を扶養している職員に支給 ○子(～22歳)10,000円 (16歳～22歳の子1人につき5,000円加算) ○子以外の扶養親族 1人につき6,500円	同	-	18,047 千円	243,872 円
住居手当	○住居を借り受け、月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対しては、その家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同	-	14,202 千円	249,151 円
通勤手当	通勤(2km以上の場合に限る)のため ○交通機関を利用している職員 運賃相当額を月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を使用する場合 使用距離に応じて、月額2,000円～24,400円を支給	同	-	8,766 千円	64,454 円
管理職手当	○次長72,700円 ○課長72,700円、62,300円、59,500円 ○課長補佐49,600円	同	-	14,892 千円	783,789 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 1時間から2時間まで 4,000円 2時間を超え4時間未満 6,000円 4時間以上6時間以下 8,500円 6時間を超える場合 12,750円 平日深夜(0～5時) 災害対処等の勤務 4,300円	同	-	2,357 千円	117,813 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 交通距離に応じて月額30,000円～100,000円	同	-	実績無し	実績無し

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	給料	月 額 等		
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町 長	744,000円	855,000円 / 513,100円	
	副 町 長	621,000円	680,000円 / 476,000円	
	教 育 長	581,000円		
	事 業 管 理 者	562,000円		
報酬	議 長	345,000円	408,000円 / 218,000円	
	副 議 長	318,000円	340,000円 / 174,000円	
	議 員	298,000円	320,000円 / 156,000円	
期末手当	町 長	(3年度支給割合)		
	副 町 長 教 育 長 事 業 管 理 者	6月期 1.525月分、特別職加算 20% 12月期 1.525月分、特別職加算 20%		
退職手当	議 長	(3年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	6月期 1.45月分、特別職加算 20% 12月期 1.45月分、特別職加算 20%		
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×450/100	13,392,000 円	任期ごとに支給
	教 育 長	給料月額×在職年数×300/100	7,452,000 円	任期ごとに支給
	事 業 管 理 者	給料月額×在職年数×240/100 給料月額×在職年数×240/100	4,183,200 円 5,395,200 円	任期ごとに支給 任期ごとに支給

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、令和4年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

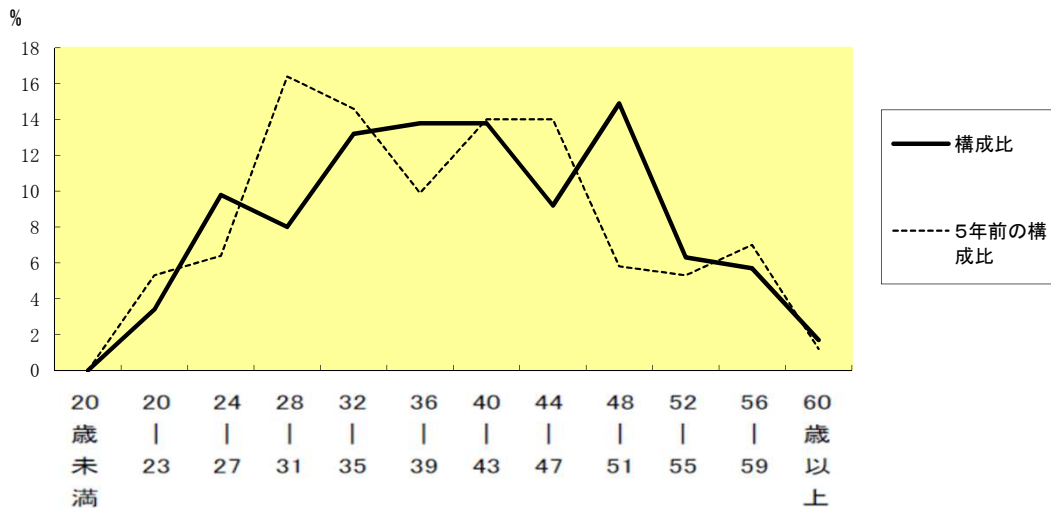
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	3	3		
	総務・企画	44	51	7	育休等に伴う代替職員の増、機構改革に伴う課の新設による増
	税務	11	11		
	民生	22	25	3	育休等に伴う代替職員の増、新規事業対応のための増
	衛生	12	12		
一般行政部門	農林水産	5	5		
	商工	5	5		
	土木	14	14		
	計	116	126	10	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 94.72人 類似団体の人口10,000人当たりの職員数 87.57人
教育部門		23	17	△ 6	機構改革に伴う課の新設による減
小 計		139	143	4	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 107.49人 類似団体の人口10,000人当たりの職員数 105.76人
会計部門	下水道	4	4		
	競艇	22	22		
	その他	4	5	1	職員派遣に伴う増
	小 計	30	31	1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 23.30人
合 計		169	174	5	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 130.80人
		[185]	[186]		

(注) ①職員数は一般職に属する職員数であり、退職者、育児休業者、派遣職員を含みます。

②[]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	17人	14人	23人	24人	24人	16人	26人	11人	10人	3人	174人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120	114	122	120	116	126	6 (5.0%)
教育	20	20	21	23	23	17	▲ 3 (▲15.0%)
普通会計計	140	134	143	143	139	143	3 (2.1%)
公営企業等会計計	31	32	30	31	30	31	0 (0.0%)
総合計	171	166	173	174	169	174	3 (1.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 職員の福祉の状況

(1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

芦屋町が加入している福岡県市町村職員共済組合では、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ☆ 短期給付事業(医療関係等)・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付を行っています。
- ☆ 長期給付事業(年金関係)・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。
- ☆ 福祉事業(健康保持増進事業等)・・・健康対策関係として総合健診などの保健事業、住宅資金等の貸付事業などを行っています。

(2) 職員の福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。芦屋町では、芦屋町職員厚生会が町に代わり町から助成を受けて、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について各種厚生事業を実施しています。

○ 主な事業内容

スポーツレクリエーション、バスハイク、クラブ活動助成、慶弔給付、清掃活動ボランティアなど

<参考>

○ 芦屋町職員厚生会に対する公費負担状況

項目	会員数	掛金:町負担金割合	会員掛金総額	町負担金額
令和4年度予算	166	2.5:2.3	1,508,000 円	1,418,000 円
令和3年度予算	164	2.5:2.3	1,485,000 円	0 円

(3) 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づく、職員の公務災害及び通勤災害の令和3年度の認定件数は、2件（公務災害認定件数2件、通勤災害認定件数0件）でした。